平成２１年（フ）第１３３９号
大阪市淀川区十八条１丁目12―５　北大阪マンション501、住民票上の住所京都市右京区京北上弓削町谷田口９番地の14
債務者　嶋川　正数
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３６８号
富山市大町52番地４　サワダハイツ大町202号、申立時の住所富山市北代235番地32
債務者　早瀬　禎久
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　義夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９４１号
神戸市須磨区東白川台２丁目８番地の６
債務者　植村　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乗鞍　良彦
4　破産債権の届出期間　平成21年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４号
宮崎県都城市菖蒲原町15街区20号
債務者　山田　千尋
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　谷口法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５５号
宮崎県都城市菖蒲原町15街区20号
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　谷口法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３２２号
北海道旭川市末広２条４丁目６番10号第２ナルミハイツ207号
債務者　福地　良江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７７号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩47番地の４
債務者　樋口美代子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１７８号
群馬県館林市高根町1000番地の172
債務者　石井あず江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１７９号
群馬県太田市大原町1213番地261
債務者　遠島　香苗
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１２３号
静岡県富士市中里895番地　水野アパート５号、住民票上の前住所静岡県富士市富士岡1856番地の１
債務者　山口　秋雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１２４号
静岡県富士市桑崎311番地の76、前住所静岡県清水市中矢部町16番12号
債務者　橘　　信秋
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１５５７号
横浜市緑区霧が丘５丁目26番地　霧が丘グリーンタウン１棟511号
債務者　鈴木　哲夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３９号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番２―101号
債務者　山下　成樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８３号
神奈川県藤沢市高倉850番地の１　レオパレスマリン105号
債務者　藤村　浩之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部